

難聴児補聴器購入費助成事業

鹿児島市では、発語やコミュニケーション能力および教育上必要な能力の確保を図るため、18歳未満の難聴児に対し補聴器購入に係る費用を助成します。

対象となるのは？



- 次のすべてを満たす者
- ① 保護者が本市に居住している18歳未満の者
 - ② 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない者
 - ③ 補聴器装用により、言語の習得、教育及び社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める者

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	助成対象						
身体障害者手帳の認定基準	/	・両耳の聴力レベル100dB以上(両耳全ろう)	・両耳の聴力レベル90dB以上(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	・両耳の聴力レベル80dB以上 ・両耳による普通話声の語音明瞭度が50%以下のもの	/	・両耳の聴力レベル70dB以上(40cm以上の距離で発声された会話を理解しえないもの) ・一側耳の聴力レベルが90dB、他耳が50dB以上	助成対象						
聞こえの程度		飛行機のエンジン 地下鉄走行音	ガード下の走行音	怒鳴り声		大声							普通の会話
dB	130 120 110	100	90	80	70	60 50 40 30	20 10 0	中度難聴			軽度難聴		聴者
	重度難聴(ろう者)			高度難聴									

- ～助成内容～
- ★助成対象となるもの：
補聴器の購入および修理に係る費用
(※事前に申請が必要です。)
 - ★助成の割合：基準価格と申請額のいずれか低い方の金額の2/3
 - ★耐用年数：5年
 - ★所得制限：なし

★補聴器の主なものとその基準価格

種類	基準価格	基準価格に含むもの
軽度・中等度 難聴用耳かけ型	55,900円	1 補聴器本体 (電池を含む。)
高度難聴用 耳かけ型	55,900円	2 イヤモード (不要の場合は、 9,500円を引く)
重度難聴用 耳かけ型	80,700円	
耳あな型 (オーダー)	144,900円	1 補聴器本体 (電池を含む。)

- ～申請に必要なもの～
- ★申請書
 - ★医師意見書
(身体障害者福祉法第15条に定める指定医師が作成したもの)
 - ★見積書
(本市補装具費制度の登録を受けている補聴器業者が作成したもの)

★追加機器

追加機器(補聴システム)	基準価格
受信機	97,300円
ワイヤレスマイク	135,400円
オーディオシュー	5,250円

～問い合わせ～
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所 障害福祉課 障害福祉係
TEL 216-1273